

あわら市教育委員会定例会

日 時 令和8年3月25日（水）午後1時30分～

場 所 あわら市役所 全員協議会室

会議次第

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録の承認

4 会議録署名員の指名

5 教育長報告

6 3月教育委員会行事報告

7 議 案

議案第6号 あわら市小中学校施設の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 教職員及び教育委員会事務局職員の任命について

議案第9号 公民館長の委嘱について

8 報 告 事 項

(1) 市議会3月定例会について

(2) 令和8年度教育委員会年間行事予定について

(3) 全国大会等出場選手について

(4) 3～4月教育委員会行事予定について

(5) その他

9 そ の 他

10 閉 会

3月教育長報告

1 市議会

3月 2日 (月)	9:30～	本会議 (開会)	議場
	終了後	予算決算常任委員会	全員協議会室
4日 (水)	9:30～	本会議 (一般質問)	議場
5日 (木)	9:30～	本会議 (一般質問)	議場
12日 (木)	9:30～	産業建設教育常任委員会	議会委員会室
16日 (月)	16:10～	産業建設教育常任委員会	議会委員会室
18日 (水)	9:30～	予算決算常任委員会	全員協議会室
	13:30～	全員協議会	全員協議会室
19日 (木)	9:30～	本会議 (閉会)	議場

2 卒業式

3月 6日 (金)	9:00～	芦原中、金津中
13日 (金)	9:00～	芦原小、本荘小、 金津小、細呂木小、 伊井小、金津東小
	9:30～	北潟小

3 教育委員会表彰

3月 6日 (金)	13:00～	功績賞 (個人1名)	特別室
-----------	--------	------------	-----

4 社会教育委員定例会

3月 18日 (水)	19:00～	議会委員会室
------------	--------	--------

5 あわら市はたちのつどい

3月 21日 (土)	13:00～	グランディア芳泉
------------	--------	----------

6 金津高校国際交流派遣事業報告会

3月 24日 (火)	15:30～	特別室
------------	--------	-----

2～3月 教育委員会 行事報告

1 / 1

令和8年2月20日～3月25日

月	日	曜日	時間	行 事 名	場 所	所 管	委 員	教育長	部長等
2	20	金	16:15	国際交流派遣事業【米国】報告会	特別室	教総	◎	○	
	21	土	9:30	市子ども会チャレンジランキング大会	湯のまち公民館	文学		○	
	22	日	9:30	一道会 早春茶会	中央公民館	文学		○	
	24	火	15:30	金津高等学校学校関係者評価委員会	金津高校	教総		○	
	25	水	15:30	第9回教頭会	202会議室	教総		○	審議監
	26	木	10:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	部長
3	2	月	9:30	★議会 本会議	議場	議会		○	部長
			終了後	★議会 予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	部長
	3	火	10:00	卒業式■金津高等学校	金津高等学校	教総			
			10:30	第2回公民館運営審議会定例会	中央公民館	文学		○	
	4	水	9:30	★議会 一般質問（1日目）	議場	議会		○	部長
	5	木	9:30	★議会 一般質問（2日目）	議場	議会		○	部長
	6	金	9:00	卒業式■芦原中	芦原中学校	教総	宮川・小坂委員		
			9:00	卒業式■金津中	金津中学校	教総	坂井・齊藤委員	○	
			13:00	教育委員会表彰式（功績賞）	特別室	教総	◎	○	部長
	8	日	13:30	文化財保存活用地域計画認定記念シンポジウム	市民文化研修センター	文学		○	
	10	火	14:00	防犯ブザー贈呈式（福井エフエム放送(株)）	特別室	教総		○	部長・教総課長
	12	木	9:30	★議会 産業建設教育常任委員会	議会委員会室	議会			部長
	13	金	9:00	卒業式■芦原小	芦原小学校	教総			部長
			9:00	卒業式■本荘小	本荘小学校	教総			教総課長
			9:00	卒業式■金津小	金津小学校	教総	宮川委員		教総課長
			9:00	卒業式■伊井小	伊井小学校	教総		○	
			9:00	卒業式■金津東小	金津東小学校	教総	小坂委員		
			9:30	卒業式■北潟小	北潟小学校	教総	坂井委員	○	
			9:30	卒業式■細呂木小	細呂木小学校	教総	齊藤委員		
	15	日	13:30	第3回ふるさと講座「昔の道を歩こう」	旧北陸道	文学			
	16	月	16:10	★議会 産業建設教育常任委員会	議会委員会室	議会			部長
	18	水	9:30	★議会 予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	部長
			13:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	部長
			16:00	少年愛護センター第2回運営委員会	101会議室	文学	坂井委員	○	
			19:00	社会教育委員定例会	議会委員会室	文学		○	部長
	19	木	9:30	★議会 本会議	議場	議会		○	部長
	20	金	14:00	第42回 FUKUIサムホール美術展表彰式	金津創作の森美術館	文学		○	
	21	土	13:00	あわら市はたちのつどい	グランディア芳泉	文学	◎	○	
	23	月	10:30	第22回都道府県対抗全日本中学生女子ソフトボール大会出場選手激励会	教育長室	スポ		○	
			15:30	坂井地区学校教育研究会会計監査	205会議室	教総	宮川委員		
			18:00	全日本チアリーディング&ダンス選手権大会出場選手激励会	教育長室	スポ		○	
	24	火	15:30	金津高校国際交流派遣事業報告会	特別室	市協	小坂委員	○	
	25	水	13:30	教育委員会定例会	全員協議会室	教総	◎	○	全課

**議案第 6 号 あわら市小中学校施設の利用に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について**

あわら市小中学校施設の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

あわら市教育委員会規則第 号

あわら市小中学校施設の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

あわら市小中学校施設の利用に関する条例施行規則（平成16年あわら市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に掲げる」を「別表に定める」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

事由	減免の額	
	施設使用料	冷暖房設備 使用料
国、地方公共団体又はこれらが設置する機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合	全額	全額
部活動の地域展開に伴い、市が認定した地域クラブ活動として利用する場合	全額	全額
市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合	全額	全額
市スポーツ少年団又は加入者の過半数が市内の小中学校に在籍し若しくは市内に住所を有する小中学生で構成するスポーツクラブ若しくは教室がその目的に沿った活動を行う場合	全額	
福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合	全額	
その他教育委員会が特に必要があると認める場合	教育委員会が必要と認める割合	

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。



年 月 日

あわら市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話 ()

小中学校利用許可申請書

次のとおりあわら市小中学校を利用したいので許可くださるよう申請します。

学 校 名	学 校	
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()	
付 属 の 設 備	冷暖房設備・その他 ()	
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。	
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ~ 時 分 (時間) ※ 冷暖房設備を使用する場合は、記入してください。	
利 用 目 的		
利 用 者 数	市内在住者又は市内事業所に勤務する者 大人 名 、 大学院生以下 名 市外在住者 大人 名 、 大学院生以下 名 計 名	
利用責任者 (申請者と異なる 場合は記入)	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
備 考		

- 1 申請受付は利用日の前月1日からです。
- 2 利用日は1月単位とします。
(月をまたぐ場合は、2枚に分けてください。)
- 3 利用日の3日前までに利用する学校に提出してください。

学校長承認印

様式第2号（第2条関係）

第 年 月 号
日

住 所
団体名
氏 名 様

あわら市教育委員会

小中学校利用許可書

次のとおりあわら市小中学校の利用を許可します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
施設利用日時	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ～ 時 分
利 用 目 的	
使 用 料	施設使用料 円（減免後の使用料） 冷暖房設備使用料 円（減免後の使用料） ※冷暖房設備の使用がある場合は、施設使用後に使用料を請求します。
許 可 条 件	1 建物、備品等を大切に扱うこと。 2 利用後は器具、備品等を整理整頓すること。 3 火気は使用しないこと。 4 感染症予防のため、利用前に必ず手の消毒を行うこと。 5 その他（ ）

- 1 この許可書は、体育館、教室等の施設の鍵を貸出す際に必要となりますので、必ず持参してください。
- 2 鍵の貸出日について、学校と調整を行ってください。

年 月 日

あわら市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話 ()

小中学校使用料減免申請書

あわら市小中学校施設の利用に関する条例第6条の規定に基づき、使用料を減免して下さるよう申請します。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	冷暖房設備・その他 ()
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ~ 時 分 (時間) ※ 冷暖房設備を使用する場合は、記入してください。
減 免 理 由	1 国、地方公共団体又はこれらが設置する機関が主催し、 又は共催する行事のため 2 部活動の地域展開に伴い、市が認定した地域クラブ活動 を行うため 3 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事 又は活動のため 4 市スポーツ少年団又は加入者の過半数が市内の小中学校 に在籍し若しくは市内に住所を有する小中学生で構成する スポーツクラブ若しくは教室がその目的に沿った活動を行 うため 5 福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動のため 6 その他 ()
備 考	

1 減免理由4でスポーツクラブ・教室の場合は、住所又は通学先の学校名の記載のある名簿を併せてご提出ください。

様式第4号（第3条関係）

第 年 月 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様

あわら市教育委員会

小中学校使用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市小中学校使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
施設利用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ～ 時 分
使 用 料	施設使用料 円 冷暖房設備使用料 円
減免する使用料	施設使用料 円 冷暖房設備使用料 円
減 免 理 由	

年 月 日

あわら市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話 ()

小中学校使用料還付申請書

あわら市小中学校施設の利用に関する条例第7条ただし書の規定に基づき、使用料を還付してくださるよう申請します。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	冷暖房設備・その他 ()
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ~ 時 分 (時間) ※ 冷暖房設備を使用する場合は、記入してください。
利 用 目 的	
使 用 料	円
納入済金額	円
還付申請額	円
還 付 理 由	

年 月 日

住 所
団体名
氏 名

様

あわら市教育委員会

小中学校使用料還付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市小中学校使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
施設利用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ～ 時 分
利 用 目 的	
使 用 料	円
納入済金額	円
還 付 額	円
理 由	

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

改正案	現行
(使用料の減免) 第3条 条例第6条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、<u>別表に定める</u>とおりとする。	(使用料の減免) 第3条 条例第6条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、<u>次に掲げる</u>とおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合 <u>使用料相当額</u> (2) 教育活動、福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合 <u>使用料相当額</u> (3) 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合 <u>使用料相当額</u> (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒及び学生が使用する場合 <u>使用料の2分の1に相当する額</u> (5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 <u>教育委員会が必要と認める額</u> 2・3 （略）

別表（第3条関係）

事由	減免の額	
	施設使用料	冷暖房設備使用料
国、地方公共団体又はこれらが設置する機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合	全額	全額
部活動の地域展開に伴い、市が認定した地域クラブ活動として利用する場合	全額	全額
市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合	全額	全額
市スポーツ少年団又は加入者の過半数が市内の小中学校に在籍し若しくは市内に住所を有する小中学生で構成するスポーツクラブ若しくは教室がその目的に沿った活動を行う場合	全額	
福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合	全額	
その他教育委員会が特に必要があると認める場合	教育委員会が必要と認める額	

あわらし教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話 () ()

小中学校利用許可申請書

次のとおりあわらし小中学校を利用したいので許可くださるよう申請します。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	冷暖房設備・その他 ()
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ～ 時 分 (時間) ※ 冷暖房設備を使用する場合は、記入してください。
利 用 目 的	
利 用 者 数	市内在住者又は市内事業所に勤務する者 大人 名 、 大学院生以下 名 市外在住者 名 大人 名 、 大学院生以下 名 計 名
利 用 責 任 者 (申請者と異なる 場合は記入)	住 所
	氏 名
	電 話 () ()
備 考	

- 1 申請受付は利用日の前月 1 日からです。
- 2 利用日は1月単位とします。
(月をまたぐ場合は、2枚に分けてください。)
- 3 利用日の3日前までに利用する学校に提出してください。

学校長承認印

あわらし教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話 () ()

小中学校利用許可申請書

次のとおりあわらし小中学校を利用したいので許可くださるよう申請します。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。
利 用 目 的	
利 用 者 数	市内在住者又は市内事業所に勤務する者 大人 名 、 中学生以下 名 市外在住者 名 大人 名 、 中学生以下 名 計 名
利 用 責 任 者 (申請者と異なる 場合は記入)	住 所
	氏 名
	電 話 () ()
備 考	

- 1 申請受付は利用日の前月 1 日からです。
- 2 利用日は1月単位とします。
(月をまたぐ場合は、2枚に分けてください。)
- 3 利用日の3日前までに利用する学校に提出してください。

学校長承認印

住 所
団体名
氏 名 様

あわらし教育委員会

小中学校利用許可書

次のとおりあわらし小中学校の利用を許可します。

学 校 名					
利 用 施 設					
付 属 の 設 備					
施 設 利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分				
冷 暖 房 設 備 利 用 日 時	時 分 ~ 時 分				
利 用 目 的					
使 用 料	施設使用料	冷暖房設備使用料	円 (減免後の使用料)	円 (減免後の使用料)	
許 可 条 件	※冷暖房設備の使用がある場合は、施設使用後に使用料を請求します。				
	1 建物、備品等を大切に扱うこと。				
	2 利用後は器具、備品等を整理整とんすること。				
	3 火気は使用しないこと。				
	4 感染症予防のため、利用前に必ず手の消毒を行うこと。				
5 その他 ()					

- 1 この許可書は、体育館、教室等の施設の鍵を貸出す際に必要となりますので、必ず持参してください。
- 2 鍵の貸出日について、学校と調整を行ってください。

住 所
団体名
氏 名 様

あわらし教育委員会 関

小中学校利用許可書

次のとおりあわらし小中学校の利用を許可します。

学 校 名					
利 用 施 設					
付 属 の 設 備					
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分				
利 用 目 的					
使 用 料	円				
許 可 条 件	1 建物、備品等を大切に扱うこと。 2 利用後は器具、備品等を整理整とんすること。 3 火気は使用しないこと。 4 その他 ()				

- 1 この許可書は、体育館、教室等の施設の鍵を貸出す際に必要となりますので、必ず持参してください。
- 2 鍵の貸出日について、学校と調整を行ってください。

あわらし市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名
氏 名
電 話 ()

あわらし市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名
氏 名
電 話 ()

小中学校使用料減免申請書

あわらし市小中学校施設の利用に関する条例第6条の規定に基づき、使用料を減免して下さるよう申請します。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	冷暖房設備・その他 ()
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 時 分 (時間) ※ 冷暖房設備を使用する場合は、記入してください。
減 免 理 由	1 国、地方公共団体又はこれらが設置する機関が主催し、又は共催する行事のため 2 部活動の地域展開に伴い、市が認定した地域クラブ活動を行うため 3 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため 4 市スポーツ少年団又は加入者の過半数が市内の小中学校に在籍し若しくは市内に住所を有する小中学生で構成するスポーツクラブ若しくは教室がその目的に沿った活動を行うため 5 福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動のため 6 その他 ()
備 考	

1 減免理由4でスポーツクラブ・教室の場合は、住所又は通学先の学校名の記載のある名簿を併せてご提出ください。

小中学校使用料減免申請書

あわらし市小中学校施設の利用に関する条例第6条の規定に基づき、使用料を減免して下さるよう申請します。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 時 分 (時間)
利 用 目 的	
使 用 料	円 (記入しないでください。)
減 免 理 由	
備 考	

様式第4号（第3条関係）

第 年 月 日 号

住 所
団体名
氏 名 様

あわらし市教育委員会

様式第4号（第3条関係）

第 年 月 日 号

住 所
団体名
氏 名 様

あわらし市教育委員会 関

小中学校使用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわらし市小中学校使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
冷暖房設備 利 用 日 時	時 分 ~ 時 分
使 用 料	施設使用料 冷暖房設備使用料 円 円
減免する使用料	施設使用料 冷暖房設備使用料 円 円
減 免 理 由	

小中学校使用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわらし市小中学校使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
利 用 目 的	
使 用 料	円
減免する使用料	円
減 免 理 由	

あわらし教育委員会 様

申請者 住 所

団体名
氏 名
電 話 ()

あわらし教育委員会 様

申請者 住 所

団体名
氏 名
電 話 ()

小中学校使用料還付申請書

あわらし市小中学校施設の利用に関する条例第7条ただし書の規定に基づき、使用料を還付してください。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	冷暖房設備・その他 ()
施設利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分 (時間) ※ 利用日が複数となる場合は、余白へ記入するか日程表を添付してください。
冷暖房設備 利用日時	時 分 ～ 時 分 (時間) ※ 冷暖房設備を使用する場合は、記入してください。
利 用 目 的	
使 用 料	円
納入済金額	円
還付申請額	円
還 付 理 由	

小中学校使用料還付申請書

あわらし市小中学校施設の利用に関する条例第7条ただし書の規定に基づき、使用料を還付してください。

学 校 名	学 校
利 用 施 設	(屋内・屋外) 運動場・その他 ()
付 属 の 設 備	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分 (時間 分)
利 用 目 的	
使 用 料	円
納入済金額	円
還付申請額	円
還 付 理 由	

住 所
団体名
氏 名

様

あわらし市教育委員会

小中学校使用料還付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわらし市小中学校使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
施設利用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分
冷暖房設備 利用日時	時 分 ～ 時 分
利 用 目 的	
使 用 料	円
納入済金額	円
還 付 額	円
理 由	

住 所
団体名
氏 名

様

あわらし市教育委員会 印

小中学校使用料還付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわらし市小中学校使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	
利 用 施 設	
付 属 の 設 備	
利 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分（ 時間 分）
利 用 目 的	
使 用 料	円
納入済金額	円
還 付 額	円
還 付 理 由	

議案第 7 号 あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

あわら市教育委員会規則第 号

あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

あわら市学校給食センター条例施行規則（平成16年あわら市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「5,000円」を「5,200円」に改め、同項第2号中「5,400円」を「5,600円」に改め、同項第3号及び第4号中「5,800円」を「6,300円」に改める。

第5条第2項第1号中「285円」を「295円」に改め、同項第2号中「305円」を「320円」に改め、同項第3号及び第4号中「330円」を「360円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

あわらし市学校給食センター条例施行規則（平成16年あわらし市教育委員会規則第20号）新旧対照表

改正案	現行
○あわらし市学校給食センター条例施行規則 平成16年3月1日 教育委員会規則第20号 (趣旨) 第1条 この規則は、あわらし市学校給食センター条例（平成16年あわらし市条例第124号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (給食の内容) 第2条 あわらし市学校給食センター（以下「給食センター」という。）が行う給食は、学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食とする。 (給食費) 第3条 給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 小学生低学年 1人当たり 月額 <u>5,200円</u> (2) 小学生高学年 1人当たり 月額 <u>5,600円</u> (3) 中学生 1人当たり 月額 <u>6,300円</u> (4) 教職員 1人当たり 月額 <u>6,300円</u> 2 前項の規定にかかわらず、8月分の給食費は徴収しないものとする。 (給食費の納入) 第4条 児童等及び教職員の給食費は、当該学校長がこれを取りまとめ、翌月末日までに納入通知書により市に納入するものとする。 (給食費の日割計算) 第5条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する者については、日割計算する	○あわらし市学校給食センター条例施行規則 平成16年3月1日 教育委員会規則第20号 (趣旨) 第1条 この規則は、あわらし市学校給食センター条例（平成16年あわらし市条例第124号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (給食の内容) 第2条 あわらし市学校給食センター（以下「給食センター」という。）が行う給食は、学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食とする。 (給食費) 第3条 給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 小学生低学年 1人当たり 月額 <u>5,000円</u> (2) 小学生高学年 1人当たり 月額 <u>5,400円</u> (3) 中学生 1人当たり 月額 <u>5,800円</u> (4) 教職員 1人当たり 月額 <u>5,800円</u> 2 前項の規定にかかわらず、8月分の給食費は徴収しないものとする。 (給食費の納入) 第4条 児童等及び教職員の給食費は、当該学校長がこれを取りまとめ、翌月末日までに納入通知書により市に納入するものとする。 (給食費の日割計算) 第5条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する者については、日割計算する

ことができる。 (1) 転入、転出及び死亡により給食を受けた日が1月に満たない者 (2) 病気、事故その他の理由で給食を受けない日が引き続き5日以上ある者 (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者 2 前項の場合における1日当たりの給食費は、次のとおりとする。 (1) 小学生低学年 1人当たり <u>295円</u> (2) 小学生高学年 1人当たり <u>320円</u> (3) 中学生 1人当たり <u>360円</u> (4) 教職員 1人当たり <u>360円</u> (その他) 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。	ことができる。 (1) 転入、転出及び死亡により給食を受けた日が1月に満たない者 (2) 病気、事故その他の理由で給食を受けない日が引き続き5日以上ある者 (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者 2 前項の場合における1日当たりの給食費は、次のとおりとする。 (1) 小学生低学年 1人当たり <u>285円</u> (2) 小学生高学年 1人当たり <u>305円</u> (3) 中学生 1人当たり <u>330円</u> (4) 教職員 1人当たり <u>330円</u> (その他) 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
---	---

議案第 8 号 教職員及び教育委員会事務局職員の任命について

別紙名列の者を教職員及び教育委員会事務局職員に任命することについて、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

(別紙資料)

議案第 9 号 公民館長の委嘱について

別紙名列の者を市内各公民館長に委嘱することについて、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

公民館長一覧(令和8年4月1日付け)

公民館名	職 名	氏 名	住 所	生年月日	備 考
伊 井 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R3.4.1～
坪 江 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R3.4.1～
劔 岳 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 H31.4.1～
細 呂 木 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R7.4.1～
吉 崎 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R5.7.1～
湯のまち公民館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R3.4.1～
本 荘 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R7.4.1～
北 潟 公 民 館	館 長 (非常勤)				再委嘱 R7.4.1～

報告事項（１） 市議会３月定例会について

一般質問答弁書（第 130 回あわら市議会定例会・R8.3.4）

2 堀田 あけみ 議員

（答弁を求める者 市長、教育長）

① 金津創作の森について

- ・金津創作の森の現状について
- ・今までの大規模改修について
- ・今後の改修の方針について
- ・施設の更新について

【答弁者】Q1～4 教育部長 （一問一答方式）

（教育部長答弁）

Q1

まず最初に、金津創作の森に関するあわら市の予算（経費）は毎年どの程度でしょうか。建設時の償還金はあるのでしょうか？お聞かせください。

A1

まず、金津創作の森に係る経費についてお答えします。

工事の実施有無により変動がございましたが、令和２年度から令和６年度までの５年間

におきましては、決算額が年間約１億２，６００万円から１億９，５００万円の範囲で推移しております。

また、令和７年度の予算現額につきましては、経常的経費として、指定管理に係る委託料２，６００万円、人件費及び企画展に係る補助金９，５６０万円など合計１億２，１７７万円、臨時的経費として、ＬＥＤ化工事等に係る委託料及び工事請負費８，３６０万円を計上しており、合計２億５３７万円と、例年を上回る規模となっております。

なお、建設時の市債につきましては、令和元年５月をもって全て償還が完了しております。

(教育部長答弁)

Q 2

償還は終わっているとのことでしたが、大規模施設というのは、一般的に10～15年に一度大規模改修を入れるのが標準と言われています。建物や屋外施設について開館以来、なにかしら大規模改修は行われているのかお聞かせください。

A 2

次に、これまでの大規模改修についてお答えします。

金津創作の森では、令和2年度から令和3年度にかけて、施設の基幹設備である空調設備改修工事を約1億2,500万円で実施しております。

また、平成29年度から令和6年度にかけて、屋上防水工事、外壁改修工事、外灯改修

工事、錆びた鉄骨部分の塗装工事など、来館者の安全性と施設機能の維持を図るための改修を合計4,500万円かけて実施しております。

(教育部長答弁)

Q 3

大規模施設は、定期的に改修をしないと、寿命が短くなるといわれています。そのため、最近はいろいろな事業において長寿命化の事業が行われています。長寿命化のための改修工事の計画はありますか？

A 3

金津創作の森美術館アートコアは平成10年に竣工し、現在28年が経過しておりますが、設計においては昭和56年の新耐震基準を満たしており、一定の耐震性を備えております。

現時点で長寿命化のための改修工事は具体的に予定しておりませんが、築年数を踏まえ、電気設備等の更新時期が順次到来することが見込まれることから、引き続き定期的な調査と必要な修繕を計画的に行うことで、維持管理コストの最適化に努めてまいりたいと考えております。

(教育部長答弁)

Q 4

創作の森については、これまでも多くの議論が交わされてきました。いつも言われているのが、市外からの評判はいいのに、市内からの評判はまいちと言われています。文化施設であり、収益施設ではないのでそうなるのは致し方ないかと思います。

現在の金津創作の森への支出は、今回の市長選でも争点にならなかったことから、現状をよしとするまでは言わなくとも、現状の予算措置や現場の運営が了承されていると

言ってもいいかと思います。

しかしながら、建設から30年近くとなれば、改修に数億、場合によっては10億以上の費用が必要となる時期が目の前ではないでしょうか。

長期的な視野に立てば、集客施設でもありますから、大規模改修し、リニューアルによる魅力アップを考えざるべきかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

A 4

最後に、今後の大規模改修によるリニューアルの考え方についてお答えします。

金津創作の森につきましては、これまでも必要に応じた改修を実施し、施設の安全性と機能維持を図ってまいりました。

一方で、開館から約30年が経過しつつあり、今後は外壁や電気設備など、規模の大きな更新が必要となる時期が近づいているも

2 堀田 あけみ 議員

（答弁を求める者 市長）

② 少子化対策について

- ・人口減少、特に出生数の現状と推計について
- ・「こども若者計画」の役割について
- ・学校の在り方について
- ・人口減少を受け入れた政策について

【答弁者】 Q 1、2 健康福祉部長
Q 3、4 市長
（一問一答方式）

（市長答弁）

Q 3

現状維持など学校の在り方について、せめて懇談会レベルで任期中に取り組む予定はないか、お尋ねします。

A 3

現状維持など学校の在り方について、懇談会レベルで任期中に取り組む予定はないかとのご質問にお答えします。

子ども達にとってよりよい教育環境を整えていくために、児童数の推移やそれに伴う

のと認識しております。

大規模改修及びリニューアルにつきましては、議員ご指摘のとおり、10億円規模の費用を要する可能性も見込まれることから、利用状況や財政状況を総合的に勘案し、市民の声もじっくり聞いたうえで、長期的な視点で慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

大規模改修には、市民の皆様のご理解が最も重要です。市内での関心向上を図るため、企画展における市民ボランティアとの共同制作や、市民が自らの作品を展示できる機会の創出などソフト事業を充実させるとともに、水辺の広場を中心とした森の活用や、SNS等による情報発信の強化など、市民にとってより身近で親しみのある施設となるよう努めてまいります。

② 行政連絡員及び公民館館長の報酬見直し

- ・行政連絡員の年間報酬の見直しの考えはないのか
- ・公民館長の報酬見直しの考えはないのか

教員配置の状況も踏まえながら、学校規模の在り方について総合的に考えていく必要があります。

なお、各種団体の意見を聞くふれあいトークなどにおいても少子化に関することが話題に上がる場面が多々あることから、市民の皆様も人口減少に関心を持っていることを感じております。

こうした状況を踏まえ、学校の在り方につきましては、まずは地域の皆様から意見をお聞きするとともに、特に一番影響の大きい小学生や未就学児の保護者の生の声を丁寧にお伺いするなど、教育委員会と情報を共有しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

【答弁者】総務部長、教育部長（分割質問分割答弁方式）

2点目の「公民館長の報酬見直しの考えはないのか。」とのご質問にお答えいたします。

公民館館長の皆様には、地域住民の交流促進や学習活動の充実を図るうえで中心的な役割を担っていただいております、地域コミュニティの維持・活性化に多大なるご貢献をいただいておりますことに、まずもって深く敬意を表するものであります。

平成 21 年度までは、公民館によって勤務時間が 1 日または半日と異なる勤務形態で、臨時職員として公民館長を委嘱しておりました。

ずしも見合っていない側面があるものと認識しております。

今後につきましては、公民館館長の業務内容の分析を改めて進めるとともに、他市町の状況を総合的に勘案し、報酬体系・勤務体系の見直しなどについて、検討してまいりたいと考えております。

しかし、平成 22 年度以降は、特別職の公民館長として勤務時間を概ね週 30 時間とし、報酬も月 15 万円の固定給と統一したうえで委嘱しているところでございます。

一方で、人口減少に加え、定年延長や再任用制度の影響もあり、公民館長の「なり手不足」という課題が顕在化している状況にございます。

また、公民館長の報酬につきましては、平成 22 年度以降、社会経済情勢の変化や物価上昇に十分対応した改定が行われてこなかった経緯がございます。

公民館長の役割につきましては、施設運営に加え、各館で実施しております各種祭りの開催や、地域団体との連絡調整など、多岐にわたる業務を担っており、責任が増加していることから、現行の報酬体系がその実態に必

一般質問答弁書（第130回あわらし市議会定例会・R8.3.4）

5 青柳 肇 議員

（答弁を求める者 市長）

- ① コミュニティセンター構想による人材育成と地域拠点整備について
- ・現在の公民館の役割、法的位置づけ、利用状況および事業内容について
 - ・公民館における若者支援および地域活動担い手育成の現状と課題について
 - ・人材育成を中心としたコミュニティセンター整備の可能性と、民間活力を活用した運営形態について検討する考えはあるか
 - ・公民館という既存施設を変えるのではなく、モデル型の拠点整備の検討と第2世代交付金等の国制度活用の可能性について

【答弁者】 Q1、2 教育部長
Q3、4 創造戦略部長 （一問一答方式）

（教育部長答弁）

Q1

公民館が担っている法的位置づけおよび業務内容について

A1

まず、公民館が担っている法的位置づけおよび業務内容についてお答えします。

公民館につきましては、社会教育法第20条の規定に基づき、住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進

など、生活文化の振興および社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されております。

この目的のもと、公民館は、年齢・場所・機会を問わず、生涯にわたり行われる学習、いわゆる生涯学習を推進する拠点として位置づけられております。

本市におきましては、市内9か所に設置された各公民館が地域の特性や利用者ニーズを踏まえ、複数回参加型の定期講座に加え、1回で完結する単発講座を実施しております。また、住民の学習成果や活動を発表する機会として、地域と連携した祭り等のイベントも開催し、地域文化の振興に努めているところであります。

さらに、公民館が社会教育の推進と地域コミュニティの形成に寄与する重要な施設

としての役割を十分に果たすべく、貸館業務においては、利用申請手続きの円滑化や共有スペースの環境充実など、利用者の利便性向上に向けた改善に日々取り組んでおります。

次に、各館の利用状況および利用率についてお答えします。

まず、令和6年度の各館の利用状況でございますが、公民館全体で年間、定期講座を681回、単発講座を108回開催しております。

そのほか、各公民館で公民館まつりなどのイベントや自主クラブなどへの貸館を行っており、多くの方に利用されております。

また、令和6年度の公民館の利用率につきましては、公民館利用者数は87,493人で

あり、その内、拠点公民館である中央公民館が約30%、湯のまち公民館が約15%と、生涯学習の拠点として多く活用されている状況でございます。

最後に、主な事業内容とその成果についてお答えします。

まず、定期講座につきましては、デッサンやピアノといった技術・知識の習得を目的とした講座のほか、ヨガや健康体操などの健康増進を図る講座を実施しており、令和6年度は42教室に約7千人の参加がございました。

また、単発講座につきましては、歴史、料理、ものづくりなど、多種多様で幅広い世代を対象とした内容を各館において展開しており、同年度は86講座に約千五百人の参加がございました。

さらに、定期講座の受講者が講座終了後も学習活動を継続したいという意欲から、自主的に「自主クラブ」を組織し、公民館を拠点として活動を行う例も見られ、地域における学習文化の広がりにも寄与しているところであります。

今後とも、公民館が地域住民の学習及び文化活動の拠点として、社会教育の推進と地域コミュニティの形成に一層貢献できるよう、共有スペースの環境整備など、利用者の利便性向上に努めてまいります。

(教育部長答弁)

Q 2

現在の公民館は、生涯学習の場として機能しておりませんが、若者の挑戦や地域活動の担い手育成という観点を、どのように位置づけておられるのか。

A 2

まず、現在の公民館は、生涯学習の場として機能しておりますが、若者の挑戦や地域活動の担い手育成の観点をどのように位置づけているのかとご質問にお答えいたします。

公民館は、これまで市民の学びを支える生涯学習の拠点として重要な役割を果たしてまいりました。一方で、人口減少や地域コミュニティの変化が進む中、地域を支える若い世代の参画や育成は、これまでに以上に重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、公民館につきましては、従来の学習機会の提供に加え、若者世代の利用促進に資する講座の充実を図ってまいります。

具体的には、単発講座において親子を対象とした、細呂木公民館での「たたら製鉄実習」

や、湯のまち公民館での「ミニ門松づくり講座」など、若者世代が参加しやすい講座の展開を強化してまいりました。

これらの取り組みにより、将来的な地域活動の担い手を育む場としての役割を、引き続き位置づけてまいりたいと考えております。

次に、若者世代を対象とした事業や、地域活動の担い手を育成する取り組みがどの程度行われているのかとのご質問にお答えします。

まず、公民館における取組として、中央公民館では金津地区、湯のまち公民館では芦原地区の児童を対象に、放課後子ども教室を実施しております。週末や長期休暇には、多様な参加型イベントを企画し、子どもたちが地域とのつながりを感じられる機会を提供しているところでございます。

また、単発講座におきましても、地域の文化や特色に触れることができる内容を取り入れ、子どもたちが地域への理解を深められるよう努めております。

一方で、中高生や若者世代の公民館利用につきましては、他の世代と比べて少なく、十分な取組が行われているとは言えない状況にあると認識しております。

このため、今後は市内各学校とも連携を図りつつ、公民館の役割や魅力への理解を深めていただけるよう取り組みを進め、若者世代の参画促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公民館が将来的に担い手育成の拠点となり得るかとのご質問にお答えいたします。

一般質問答弁書（第 130 回あわら市議会定例会・R8.3.4）

5 青柳 篤始 議員

（答弁を求める者 市長）

① コミュニティセンター構想による人材育成と地域拠点整備について

・現在の公民館の役割、法的位置づけ、利用状況および事業内容について

・公民館における若者支援および地域活動担い手育成の現状と課題について

・人材育成を中心としたコミュニティセンター整備の可能性と、民間活力を活用した運営形態について検討する考えはあるか

・公民館という既存施設を変えるのではなく、モデル型の拠点整備の検討と第 2 世代交付金等の国制度活用の可能性について

【答弁者】 Q1、2 教育部長

Q3、4 創造戦略部長 （一問一答方式）

（創造戦略部長答弁）

Q3

人材育成を中心機能としたコミュニティセンター整備の可能性と、民間活力を活用した運営形態について検討する考えはあるか

A3

「人材育成を中心機能としたコミュニティセンター整備の可能性と、民間活力を活用した運営形態の検討について」お答えいたします。

公民館は、これまで地域の学習や交流の場として重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年、地域社会が抱える課題は多様化しており、また少子高齢化の進行に伴い、地域の担い手をどのように育成していくかは、これまで以上に重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、公民館には、20 代から 30 代の若者をはじめとする次世代の地域の担い手を育成する機能が、今後さらに求められていくものと認識しております。

また、公民館は、多世代が集い、地域の文化や課題に触れることができる場であり、企画力の向上や協働の経験を積む機会を提供できることから、すべての拠点がその役割を担うことは難しいものの、担い手育成の一端を担う場としての役割を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

るテーマであると考えております。

まずは、ニーズを把握しつつ、若者を中心としたまちづくりの機運醸成や支援制度を確立したうえで、その活動拠点の整備を検討してまいりたいと考えています。

また、民間の活用につきましては、専門性や機動性を活かすことができる可能性がある一方で、公平性や持続可能性なども考慮しながら慎重に検討していく必要があります。

人材育成を中心に据えた拠点のあり方については、本市の今後のまちづくりや公共施設の再編の議論の中で、方向性を整理してまいりたいと考えております。

(創造戦略部長答弁)

Q 4

モデル型の拠点整備の検討と第2世代交

議員ご指摘のとおり、少子化や若者流出、企業における人材確保が課題となっている中で、地域を支える担い手をどのように育成していくかは、本市にとっても重要な政策課題であると認識しております。

現在の公民館は、生涯学習や地域交流の場として一定の役割を果たしておりますが、ご提案いただいたように、挑戦を支え、伴走し、地域と企業をつなぐ拠点としての機能につきましましては、今後の施設のあり方を検討する上で一つの重要な視点であると受け止めております。

特に20代、30代への活動支援につきましては、子育て世代や若手社会人が地域活動に参加しやすい環境づくりが不可欠です。これは将来の地域リーダーの育成や企業の人材確保という観点からも検討する価値があ

付金等の国制度活用の可能性について

A 4

「モデル型の拠点整備の検討と第2世代
交付金等の国制度活用の可能性について」お
答えします。

議員ご提案の、「若者・地域活動支援型拠点」
および「福祉特化型拠点」という二つの柱に
よる段階的な整備につきましては、本市の将
来を見据えた重要なご提案であると受け止
めております。

既存の公民館は、生涯学習の拠点として重
要な役割を果たしておりますが、人口減少や
少子高齢化が進行する中で、地域を担う人材
育成や日常的な見守り機能を一層強化して
いく必要性が高まっていると認識しており
ます。

特に、20代、30代の活動支援を明確に
位置づけ、挑戦を後押しする環境を整えるこ
とは、本市の企業活動や地域経済の活性化に
もつながる重要な視点であります。

また、街中に拠点を設けることは、人々の
流れを生み出し、にぎわい創出や中心市街地
の活性化にも寄与する可能性があると考え
ております。

さらに、街中における福祉機能の充実や、
顔が見える関係に基づく見守り体制の構築
も、今後ますます必要になると認識しており
ます。

しかしながら、議員ご提案の2つの柱をモ
デルとした拠点整備につきましては、段階的
な検証や関係部局との協議、さらに財源や制
度の整理が必要であるため、その実現は容易
ではないと考えています。

一般質問答弁書（第130回あわらし市議会定例会・R8.3.5）

9 中垣内 えり香 議員

（答弁を求める者 市長、教育長）

② 外国人急増に伴う社会的コストの把握と市民の安心を守る施策について

- ・外国人の受け入れ政策と行政コストの試算について
- ・国民健康保険料の財政確保と「前納制度」の検討について
- ・医療現場の未収金対策と適正な受診環境について
- ・教育現場の負担増の懸念について
- ・生活ルールの徹底と受け入れ企業の責任について

【答弁者】副市長、教育部長（分割質問分割答弁方式）

4点目の、教育現場の負担増の懸念について
お答えします。

外国籍の児童生徒については、先月末現在で、
4カ国の9人が市内の小中学校に在籍してい
ます。

なお、10年以上前から、毎年、数人の外国
籍の児童生徒が市内の学校に在籍していまし
たが、これまでは、ある程度日本語が理解でき
る子どもたちでしたので、専任の支援員の配置
は必要なく、通常的生活支援員によるクラス全

市としては現在の公民館の役割を尊重し
つつ、他自治体の情報も収集しながら、地域
ニーズに基づいた理想的な拠点の姿につい
て、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと
考えています。

また、事業の具体化に際しましては、国の
第2世代交付金をはじめ各種支援制度も活
用しながら、実現に向けた方策を前向きに検
討してまいります。

体のサポートで十分な状況でした。

しかしながら、令和４年度以降は、ほとんど日本語が理解できない児童が転入してきているため、日本語指導や授業中のサポートのために、別途、専任の支援員を雇用する対応をとっております。

その支援員が、日本語理解のレベルに合わせて、日常のコミュニケーションが取れるように指導することにより、教員が授業に集中できるよう、言語に関する負担軽減を図っているところ です。

また、本市の学校給食におきましては、外国籍の児童生徒を含め、宗教上の理由による別献立を用意することはしておりません。

各家庭において給食で使用する献立の原材料を確認の上、個別に判断していただく対応を

とっておりますので、教育現場の負担はないものと考えております。

なお、食物アレルギーにつきましては、児童生徒の生命に関わる重要な問題でありますので、安全性を最優先として「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、宗教や国籍に関わらず、個別に別献立による給食の提供を行っております。

学校給食の提供に関する基準としては、今ほど申し上げました通り、健康や生命に関することのみ対応することとしており、宗教的なことへの配慮に関しては対応しておりません。

次の５点目のご質問につきましては、副市長がお答えします。

一般質問答弁書（第130回あわらし市議会定例会・R8.3.5）

10 中嶋 瑞希 議員

（答弁を求める者 教育長）

- ① 保幼小接続の取組を踏まえた、市としてのカリキュラムマネジメント体制の構築について
- ・ 架け橋期（5歳児から小学1年）における各園・各学校のカリキュラムの策定状況及び計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルについて、市としてどのように把握しているか
 - ・ 教育委員会は、保幼小接続期のカリキュラムマネジメントについて、どのような支援・指導助言・検証を行い、その成果や課題をどのようにに整理しているか
 - ・ 2030年の学習指導要領改訂により学校の裁量性が高まることを見据え、あわらし市として、特色ある教育課程の構築と実効性あるカリキュラムマネジメント体制をどのように整備していく考えか

【答弁者】教育長（分割質問分割答弁方式）

1点目の架け橋期（5歳児から小学1年）における各園・各学校のカリキュラムの策定状況及び、計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルについて、市としてどのように把握しているかのご質問についてお答えします。

本市では、現在、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、5歳児から小学1年の架け橋期において、学校区ごとに、こども園

と小学校が協同してカリキュラムを策定しております。作成に当たっては、福井県が令和7年3月に策定した「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム 『ふくい18年教育』」の中で示された「構想シート」を活用しております。

この「構想シート」は、こども園での5歳児期の遊びと学びのプロセスをシートの片方に記載し、もう片方には小学1年生期における遊びと学びのプロセスを記載する形となっており、このシートを通して、こども園において、どのように遊びを通してどのような資質・能力が育まれてきたかを明らかにし、その発達の状況と学びの積み重ねを踏まえながら、小学校での学びへと円滑につながるための方向性を示すものとなっています。

こども園と小学校では、「構想シート」に基づいた取り組みを進める中で、毎年度6月か

ら8月にかけて小学校教員が校区内のこども園を訪問し、保育参観を行っております。保育参観では、保育士とともに当該年度の小学1年生が5歳児のときにどのような学びの積み重ねをしてきたかを振り返るとともに、次年度入学予定の子どもたちの現在の発達状況や学びの環境を共有し、支援に向けての研究を行っております。

その後、2月には年間を通じた取り組みの成果や課題を持ち寄り、学校区ごとに保育士と小学校教員が協同して振り返りを行うとともに、課題を整理し、次年度の構想シートの作成へとつなげています。

このように、計画、実践、評価、改善のサイクルが継続的に回されており、幼児教育から小学校教育への教育課程の接続が円滑に行われているものと認識しております。

次に2点目の教育委員会は、保幼小接続期のカリキュラムマネジメントについて、どのような支援・指導助言・検証を行い、その成果や課題をどのようにに整理しているかのご質問についてお答えします。

教育委員会としては、各こども園と各小学校が子供の姿を真ん中に置いた対話を行い、実効性のあるカリキュラムマネジメントが展開できるよう、支援や指導助言、検証を行っております。

例えば、2月には教育委員会主催で「園と共につくる架け橋カリキュラム研修会」を開催し、県の担当者も交えた勉強会を実施しております。その中で、先ほど申し上げました「構想シート」の振り返りと次年度に向けた作成も行っており、その際、市の特別支援教育指導員や指導主事は、「どのような資質・能力を育てたいか」という本質的な視点に基づ

き指導助言を行っております。そして、個々の子供の学びが小学校入学後も途切れることなく発展しているかを市全体で検証しています。

また、特別支援教育指導員が、こども園と小学校を訪問し、子どもたちの様子を観察した上で、その発達の状況に応じた指導の在り方について専門的な立場から支援を行っております。

今後とも教育委員会といたしましては、各小学校区の実践状況を把握するとともに、先生方が学びの伴走者として協働し続けられるよう、きめ細かな指導助言に努めてまいります。

次に3点目の2030年の学習指導要領改訂により学校の裁量性が高まることを見据え、あわら市として、特色ある教育課程の

構築と実効性あるカリキュラムマネジメント体制をどのように整備していく考えかのご質問についてお答えします。

2030年の学習指導要領改訂を見据え、教育委員会としては、まず福井県が示す「ふくい18年教育」の理念である、小中高への円滑な接続と0歳から18歳までの学びの連続性を大切にすることが重要であると考えています。

「ふくい18年教育」では、子どもが「自己発揮し遊び・学び続ける探究者」として成長していくことを念頭に置いて、各発達段階において持つべき資質や能力が示されております。本市におきましても、その考え方を踏まえ、各学校区の地域や児童の実態に応じながら、学びの連続性を意識した教育課程を編成していくことが、特色ある教育課程の構築につながるものと認識しております。

そして、その構築にあたっては、これまで保幼小接続の取り組みにおいて培ってきた連続性を重視したカリキュラムの整理や、子ども園と小学校が協同して振り返りを行う仕組みといった知見を活かすことが重要であると考えております。こうした視点を小中高の接続や市全体の教育課程編成にも広げ、学びをつなぐ教育課程の充実を図って参ります。

なお、各学校の教育課程の編成権は学校長にあります。教育委員会としては大きな方向性を示し、それに基づき各学校が特色ある教育課程の構築を行っていくこととなります。

その際には、保幼小接続期のカリキュラムマネジメントで培ってきた「異なる施設間で連携し、子供たちの育ちを見通して教育課程を編成する経験」が、次期指導要領が目指す

柔軟な教育課程を支える基盤になると確信しております。今後とも、先生方が「学びの伴走者」として創造性を発揮できる環境を整えていきたいと思っております。

一般質問答弁書（第130回あわらし市議会定例会・R8.3.5）

10 中嶋 瑞希 議員

（答弁を求める者 教育長）

② 休日の部活動地域展開に向けた体制整備について

- ・ 休日の部活動地域展開に伴い、保護者が参加費を負担することによる継続又は退部の意向の状況及び、体験格差防止に向けた支援策について問う。
- ・ 学校、あわらしトリウムクラブ及び教育委員会の役割分担と最終責任の所在、並びに情報共有体制をどのように構築しているのか。
- ・ 県内大学及びスポーツ少年団等との連携可能性と、指導者の確保及び生徒の継続的な活動を支える体制の構築に向けた市の考えについて問う。

【答弁者】教育部長（分割質問分割答弁方式）

まず、1点目の「休日の部活動地域展開に伴い、保護者が参加費を負担することによる継続又は退部の意向の状況及び、体験格差防止に向けた支援策について」のご質問にお答えします。

国は、部活動の地域展開について、令和5年度以降、休日の地域展開を段階的に進める方針を示しました。

本市では、部員数の減少等により学校単位での大会参加が難しい種目が見られる中、国

の方針を踏まえ、令和5年度から令和7年度まで、一般社団法人あわらしトリウムクラブを運営母体とし、休日の地域展開を試験的に進めてまいりました。

この期間においては、地域展開の対象になる部活動としない部活動で保護者負担に差が生じないよう、指導者謝礼等を市が負担するとともに、地域展開のコordinatorを配置し、活動場所の割当や指導者の労務管理のほか、事故・トラブル時の安全管理など、運営の支援も市が担ってまいりました。

現在では、休日に活動していた全ての部活動で地域展開が行われています。

そして、令和8年4月からは、あわらしトリウムクラブが、休日の地域クラブの運営全般を担います。

この本格実施へ移るにあたっては、国のガイドラインに従って、地域クラブが自立的に運営できる仕組みに転換する必要がある、受益者負担と公的負担の適切なバランスを図りながら、持続可能な運営体制を確立していくことが求められています。

本市では運営に必要な経費のすべてを保護者をお願いするのではなく、市が一定の補助を行うことで、負担をできる限り軽減し、国が示す標準的な水準を踏まえ、参加費を年会費2,000円、月受講料2,000円と設定いたしました。

なお、この設定金額は県内他市町と同水準の金額であると認識しています。

保護者の皆さまには一定のご負担をお願いすることになりますが、これは子どもたちの活動機会を将来にわたって守るための仕

組みであるため、制度の趣旨や必要性についてご理解をいただけるよう、引き続き丁寧に説明してまいります。

さて、昨年12月に実施した、休日の地域クラブ活動に参加する生徒の保護者を対象としたアンケートでは、「今後も地域クラブ活動に参加させたいか」の設問において、86.1%の保護者が参加させたいと回答しています。

一方で、費用負担、部員数の少なさなどの懸念の声も寄せられておりますので、今後はこのような保護者の皆様の不安の解消に努めてまいります。

なお、費用負担を理由として活動継続を見送る、あるいは退部を検討する生徒については、現在、活動継続の申し込みを受け付けている段階であるため把握はできませんが、現

時点ではそのような声は届いていないものと認識しています。

また、家庭の経済状況により休日の地域クラブ活動に参加できない生徒が生じないための支援策については、令和8年度当初予算に必要経費を計上しています。

このことにより、家庭の経済状況にかかわらず、すべての生徒が安心して地域クラブ活動に参加できる環境を目指してまいります。

次に、2点目の「学校、あわらトリムクラブ及び教育委員会の役割分担と最終責任の所在、並びに情報共有体制をどのように構築しているのか。」とのご質問にお答えします。

令和8年度からの改革実行期間は、地域クラブ活動を持続可能な形で定着させる段階であり、関係機関がそれぞれの役割を明確に分担しつつ、連携していくことが求められています。

まず、一般社団法人あわらトリムクラブは、休日の地域クラブ活動に関して、指導者の確保や労務管理、保険加入、活動場所の調整、安全管理、苦情対応といった運営全般を担うため、休日の地域クラブ活動に関する責任を負う立場となります。

また、教育委員会は、あわらトリムクラブへの支援や指導助言などを行うほか、地域展開の制度設計やガイドラインの運用など、全体統括の役割を担い、本市の地域展開の制度に関する責任を負う立場となります。

一方、学校は、施設や用具の利用の調整、

生徒の健康情報や配慮事項の共有といった役割を担い、生徒の成長を支えるため、適切な連携が欠かせないと考えています。

このように、役割と責任を分担しながら、生徒が安心して参加できる地域クラブ活動を、学校、あわらトリムクラブ、教育委員会が連携して地域全体で支えていく仕組みづくりを進めてまいります。

また、指導の一貫性の確保と生徒の状況や配慮事項などの情報共有体制につきましては、平日の学校部活動の顧問と、休日の地域クラブの指導者が直接情報交換を行い、指導方針や生徒の状況を共有することを基本としています。

しかしながら、顧問と休日の指導者が直接やり取りすることが難しい場合には、種目ごとに配置している地域展開のコーディネー

ターが間に入り、情報共有や連絡調整を行っています。

なお、これらの情報共有の方法については、指導者研修会を通じて休日の指導者の共通理解を図っています。

今後も、顧問・指導者・コーディネーターの連携体制を保ちながら、生徒が安心して参加できる地域クラブ活動となるよう努めてまいります。

次に、3点目の「県内大学及びスポーツ少年団等との連携可能性と、指導者の確保及び生徒の継続的な活動を支える体制の構築に向けた市の考えについて」のご質問にお答えします。

本市における休日の指導者の現状ですが、

市スポーツ協会、スポーツ少年団、市内で活動する一般のクラブなど、地域で日頃から活躍されている指導者の方々を中心に選出し、配置しています。

こうした地域の人材を活用しながら、まずは現在学校で行われている部活動の種目の地域展開を着実に進めることを最優先に取り組んできたところです。

現在、スポーツ少年団とは一部の種目で中学生の受け入れを行うなど連携を行っています。ですが、今後、地域クラブ活動を持続的に展開していくうえでも、県内大学との連携は選抜肢の一つと考えられます。

例えば、大学生との交流の機会を持つなど、普段の活動では得がたい刺激や新たな経験につながることも期待されます。

今後は、指導者の確保も含め、具体的な連携方法について検討してまいりたいと思います。

また、生徒の継続的な活動を支える体制の構築につきましては、令和8年4月からのあわトリムクラブを運営母体とした休日の地域展開の実施において、まずは中学生を対象とした活動としてスタートいたしますが、小学生から中学生までが、同じクラブのメンバーとして切れ目なく活動できる形が理想であると考えております。

このことは、幅広い世代がともに活動することを目指す総合型地域スポーツクラブの理想の形とも一致します。

今後は、総合型地域スポーツクラブであるあわトリムクラブとともに、切れ目のない継続的な活動体制の構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。

一般質問答弁書（第130回あわらし市議会定例会・R8.3.5）

11 関山 耕人 議員

（答弁を求める者 市長）

① 少子化と人口減少への戦略的対応と政策検証について

- ・出生数の急減と現状認識
- ・既存少子化対策の成果検証と今後の政策
- ・全天候型子ども遊び場と合意形成
- ・小学校統廃合と財政の持続可能性

【答弁者】 Q 1

創造戦略部長

Q 2

市長

Q 3

健康福祉部長

Q 4 ①②

教育長

Q 4 ③

市長

（一問一答方式）

（教育長答弁）

Q 4 ①

人口減少が続く中で、学校施設を現状のまま維持することが財政的に持続可能なのか伺います。

A 4 ①

人口減少が続く中で、学校施設を現状のまま維持することが財政的に持続可能なのかとのご質問にお答えします。

まず、議員ご指摘のスクールバスの経費ですが、令和5年度から令和6年度にかけて増大しているのは、国土交通省が、運転者確保のための賃金水準の引き上げと物価高騰を理由に貸切バスの基準運賃を約30%引き上げたことによります。

本荘小学校の改修につきましては、老朽化対策や安全性確保の観点から実施するものでございます。

学校施設の当面の維持管理経費や改修経費につきましては、各校から必要な経費についてヒアリングを行い、その内容を精査した上で予算化していくこととしており、今後も適正な執行に努めてまいります。

以上を踏まえ、現時点において学校施設を現状のまま維持することについて直ちに財

政的に持続困難な状況にあるとは認識しておりませんが、今後も慎重に対応してまいりたいと考えております。

(教育長答弁)

Q 4 ②

市はどのような手法で市民の意向を把握しているのか。地域ごとの意向差は把握しているのか。市長は小学校の統廃合についてどのように考えているのか伺います。

A 4 ②

市はどのような手法で市民の意向を把握しているのか、地域ごとの意向差は把握しているのか、また小学校の統廃合についてどのように考えているかとのご質問にお答えします。

市としては、平成27年、28年に複式学

級となっていた3校を統合しており、現在、小規模校となっている学校については、そのメリットを生かした学校運営を実施しております。

現時点では、学校について何らかの検討を行っている訳ではありませんので、学校の在り方に関して、市民の皆様全体としてのご意見の傾向や地域ごとの意向差は把握してはおりません。

しかしながら、保護者や地域の方から、学校の在り方に関するご意見を個別にいただくことはあります。

なお、今後の学校の在り方については、昨日、堀田議員に市長から答弁させていただきましたとおり、子ども達にとってよりよい教育環境を整えていくことを第一とし、児童数の推移やそれに伴う教員配置の状況も踏まえてながら、総合的に考えていく必要があると

思っております。

その際には、統廃合ありきで進めるのではなく、まずは保護者をはじめとする地域の皆様のご意見を丁寧にお伺いしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

報告事項（２） 令和８年度教育委員会の年間行事予定について

月	教育総務課	文化学習課	スポーツ課
4月	学年はじめ休業(1日～7日)	あいさつ運動(5・6・7・9・10月実施)(6月各駅、5・7・9・10月各小中学校)	あわら市スポーツ少年団結団式(5日)
	小中学校教職員 着任式(1日)	【郷土歴史資料館】ミニ展示「集まれ、地域のお宝箱だ」(4/18～5/17)	あわら市スポーツ協会総会(5日)
	各小中学校 入学式(8日)	あわら市子ども会育成連絡協議会総会(22日)	第13回市民スポーツ祭スポーツデーの部(12日)
	教育委員会定例会(28日)	【金津創作の森】アートコミュニティ2026 久保寛子 青の太陽 緑の月(25日～6/14)	スポーツ推進委員派遣事業～3月
		連如の里ふるさとの道を歩く会(26日)	
		あわら市文化協議会総会(下旬)	
5月	教育委員会定例会	【金津創作の森】森のアートマーケット2026(9日～10日)	第23回あわら市トリムマラソン(17日)
	福井県市町教育委員会連絡協議会総会(22日)	【金津創作の森】第25回 フレンチ・トースト・ピクニック2026(24日)※共済事業	
	坂井地区合同教育委員会(29日)	【郷土歴史資料館】第1回縄文ピアスづくり体験教室(3日)	
	小中学校運動会(下旬)	第46回伊井さつきまつり(31日)	
6月	学校訪問 前期(6月上旬～7月上旬)	市民大学講座(6日)	スポーツ少年団交流大会(例年6月以降随時)
	あわら市小学校音楽祭(25日)	市子ども会KYT(危険予知トレーニング)研修会(20日)	NEWスポーツ・チャレンジデー(5日～3回・毎週金※5/12を除く)
	教育委員会定例会	青少年健全育成あわら市民会議総会(下旬)	第13回市民スポーツ祭ソフボール競技の部(7日)
		【郷土歴史資料館】特別展プレイベント講演会(27日)	
7月	夏季休業(21日～8月26日)	花いっぱい運動(秋の花苗配布)(中旬)	NEWスポーツ大会(3日)
	教育支援委員会(本会議①)(23日)	【郷土歴史資料館】企画展「市文化財保存活用地域計画展(仮称)」(11日～8/30)	第43回納涼ビーチバレーボールまつり(17日)
	学校給食センター親子探検ツアー(小学生親子対象)(下旬)	【金津創作の森】やなせたかし展(仮称)(18日～9/27)	
	教育委員会定例会	【郷土歴史資料館】夏休みイベント本陣飾り物づくり(26日)	
		市民大学講座(中旬)	
		あわら市子ども会壁新聞募集開始(中旬)	
8月	下妻市教育交流事業(17～18日)	市民大学講座(中旬)	第37回あわらカップカヌーボロジュニア大会(21日)
	教育支援委員会(本会議②)(20日)	【図書館】工作教室(上旬 金津)	第37回あわらカップカヌーボロ大会(22～23日)
	前期後半授業開始(27日)	【図書館】工作教室(芦原)	福井県スポーツ少年大会(下旬予定)
	教育委員会定例会	【図書館】ボランティアのための読み聞かせ講座(上旬 金津)	
	学校給食センター運営委員会(下旬～9月上旬)	【郷土歴史資料館】第2回縄文ピアスづくり体験教室(23日)	
		【郷土歴史資料館】企画展関連講演会(30日)	

月	教育総務課	文化学習課	スポーツ課
9月	小中学校運動会・体育祭(9月～10月) 坂井地区中体連 駅伝競走大会(9日) 教育委員会定例会 学校訪問 後期(9月中旬～11月下旬)	ふるさと子どもコンサート(～10月上旬のいずれかの日) 【図書館】こどものつどい(下旬 芦原) 市子ども会キッズキャンプ(19日～20日)	
10月	前期終業式(9日) 小中学校休業日(13～14日) 後期始業式(15日) 教育委員会定例会 あわら市功労・教育委員会表彰式(31日)	【郷土歴史資料館】特別展「吉崎御坊展(仮称)」(3日～12/6) 【金津創作の森】わくわくにつこりロハスママーケット2026(3日～4日) 【公民館】第49回坪江ふさと祭(11日) 【公民館】第42回北潟公民館まつり(18日) 【公民館】第41回本荘ふさとまつり(25日) 【公民館】第47回細呂木ふれあい祭(25日) 【金津創作の森】アートドキュメント2026 土田ヒロミ写真展(仮称)(24日～12/13) 市民大学講座(13日 放課後子ども教室共催) 市民大学講座(下旬) 【郷土歴史資料館】特別展開連講座(18日) 【郷土歴史資料館】第3回縄文ピアスづくり体験教室(25日) 市子ども会デイスクトゥズ審判講習会・抽選会(29日) 第23回あわら市民文化祭(31日～11月1日) 市子ども会デイスクトゥズ大会(14日) 【公民館】第23回湯のまち公民館まつり(7～8日) 【公民館】第44回劔岳かりんて祭(23日) 【郷土歴史資料館】特別展開連講演会(7日) 市民大学講座(中旬 図書館共催) 【公民館】吉崎公民館作品展示会(11月中旬)	AWARAんびっく ～スポーツの祭典～(4日) NEWスポーツ・チャレンジデー(9日～4回・毎週金) 第45回ハッピーママさんバレーボールあわら市大会(18日) 第13回市民スポーツ祭ふらばーるボールバレー競技の部(25日)
11月	国際交流海外派遣事業【米国】(上旬) 異文化交流ホームステイ体験事業(上旬) 学校給食レストラン(市民対象試食会)(中旬) あわら市小学校スポーツ交流大会(20日) 坂井地区合同教育委員会(20日) 教育委員会定例会		NEWスポーツ大会(28日)
12月	国際交流海外派遣事業【中国】(上旬) 後期前半最終日(23日) 冬季休業(24日～1月7日) 総合教育会議 教育委員会定例会	坂井地区子ども会デイスクトゥズ大会(5日) 市民大学講座(上旬) 【図書館】おはなし会クリスマス会(20日 芦原)・ホィホイクリスマス会(5日 金津) 【図書館】ボランティアのための読み聞かせ講座(芦原) 【図書館】工作教室(芦原、金津) 親子ふれあい教室(青少年健全育成あわら市民会議主催)(中旬)	第13回市民スポーツ祭キックベース競技の部(13日)

月	教育総務課	文化学習課	スポーツ課
1月	教育支援委員会(本会議③)(7日)	【郷土歴史資料館】テーマ展「十郷用水展(仮称)」(23日～5/5)	第44回B&G会長杯剣道大会(10日)
	後期後半開始日(8日)	【金津創作の森】akari image - あかり 〆と・(仮称)(16日～3/7)	第13回市民スポーツ祭ドッジビー競技の部(24日)
	教育委員会定例会	市子ども会オセロ大会(24日)	
		【郷土歴史資料館】第1回ふるさと講座(17日)	
		【公民館】第20回新春豆まき祭(本荘)(30日)	
		市民大学講座(中旬)	
2月	教育委員会定例会	【郷土歴史資料館】第2回ふるさと講座(21日)	
		市子ども会チャレンジキンギング大会(14日)	
		生涯学習推進大会(20日)	
		【公民館】第19回ほのぼの展(中央)(20～21日)	
3月	小中学校卒業式(上旬～中旬)	あわら市青壮連協交流会(上旬)	
	教育委員会定例会	花いっぱい運動(春の花苗配布)(7日予定)	
	教育委員会表彰式(教職員)(下旬)	【金津創作の森】第18回講座生展(20日～28日)	
	小中学校教職員離任式(下旬)	【金津創作の森】第43回FUKUIサマホール美術展(20日～4/4)	
	学年末休業(25日～31日)	令和9年あわら市はたちのつどい(中旬～下旬)	
		【郷土歴史資料館】第3回ふるさと講座(21日)	
		【公民館】湯のまちギャラリー2027(～5月)	
備考	◎教育委員会定例会は、原則最終週に開催	◎少年愛護センター 街頭補導、相談、生活指導、巡視	◎WIMG2027関西あわら市実行委員会を
	◎教育振興基本計画策定委員会を 年3回程度開催予定	◎図書館 ブックスター、ブックトーク、読み聞かせ 機関紙発行、おはなし会	年3回程度開催予定
		◎金津創作の森 わくわくアートスクール(小中学生プログラム)5～11月 入居作家出前事業:ドラマスクール(小学校)11月以降	
		◎郷土歴史資料館 地域への出前講座、学校への出前授業 文化財保護、文化財指定	

報告事項（３）全国大会等出場選手について

◇第19回声楽アンサンブルコンテスト全国大会

《会期》 令和8年3月19日～22日
《会場》 福島市音楽堂（福島県）
《出場選手》 なないろ

◇第15回日本フットサル施設連盟選手権 レディースクラス全国大会

《会期》 令和8年3月15日
《会場》 埼玉県川口市 FFC東川口
《出場選手》 Awara Hanks Football Club
監督
コーチ
選手

◇令和7年度 第53回全国高等学校選抜卓球大会

《会期》 令和8年3月22日～25日
《会場》 新潟県上越市 リージョンプラザ上越
《出場選手》 啓新高等学校
監督
1年

◇第22回都道府県対抗全日本中学生女子ソフトボール大会

《会期》 令和8年3月27日～29日（予備日30日）
《会場》 群馬県高崎市、渋川市
《出場チーム》 福井県選抜
《出場選手》 金津中学校
2年

◇USA All Star Nationals 2026

- 《会期》 令和8年3月27日～29日
- 《会場》 千葉県千葉市 幕張メッセ
- 《出場チーム》 SPARKLE way / SPARKLE mie
- 《出場選手》 錦城中学校
- 1年
- 錦城小学校
- 4年

◇USA The PEAK 2026

- 《会期》 令和8年3月30日
- 《会場》 千葉県千葉市 幕張メッセ
- 《出場チーム》 ベイビー&キッズフィットネス研究所 Wings up
- 《出場選手》 金津中学校
- 1年

報告事項（４） ３～４月 教育委員会 行事予定について

令和8年3月25日 ～ 4月28日

月	日	曜日	時間	行 事 名	場 所	所 管	委 員	教育長	部長等
3	25	水	15:30	教育委員会表彰式	正庁	教総	◎	○	部長
	26	木	13:30	●小中学校教職員離任式	正庁	教総	◎	○	部長
	28	土	13:00	第４回蓮如の里川柳大会	中央公民館	文学		○	
	31	火	9:30	退職職員辞令交付式	301会議室	総務		○	部長
4	1	水	8:00	着任管理職（新任・転任）辞令交付式	205会議室	教総		○	審議監
			8:10	新採用教職員辞令交付式	205会議室	教総		○	審議監
			8:20	各学校異動教職員辞令交付	204会議室	教総		○	審議監
			8:40	新採用職員辞令交付式	301会議室	総務		○	
			9:00	職員辞令交付式	正庁	総務		○	
			終了後	年度始め式	正庁	総務		○	全課
			9:45	新採用職員服務の宣誓	特別室	総務		○	部長
			10:30	教育長訓辞（教育委員会部局）	204会議室	教総		○	全課
			11:00	委嘱式・辞令交付式（公民館長等）	205会議室	文学		○	部長
			14:00	●小中学校教職員着任式	正庁	教総	◎	○	部長
			15:00	第１回市学校運営研究会（第１回市校長会）	204会議室	教総		○	教総課長・審議監
	2	木	16:30	第１回坂井地区学校運営研究大会	グランディア芳泉	教総		○	
	3	金	15:00	第1回教育振興研究会代表者会	101会議室	教総		○	
	5	日	9:30	あわら市スポーツ少年団結団式	トリムパークかなづ	スポ		○	
			16:00	あわら市スポーツ協会総会	正庁	スポ		○	
	6	月	15:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	部長
	7	火	9:30	★議会 臨時会本会議	議場	議会		○	部長
			11:00	第１回教頭会	204会議室	教総		○	審議監
			13:50	金津高等学校入学式	金津高等学校	教総			
			16:00	第1回坂井地区教育長会	坂井市役所	教総		○	
	8	水	9:00	入学式■伊井小学校	伊井小学校	教総			教総課長
			9:30	入学式■芦原小学校	芦原小学校	教総	宮川委員		
			9:30	入学式■北潟小学校	北潟小学校	教総	小坂委員		
			9:30	入学式■本荘小学校	本荘小学校	教総		○	
			9:30	入学式■金津小学校	金津小学校	教総	齊藤委員		
			9:30	入学式■細呂木小学校	細呂木小学校	教総	坂井委員		
			9:30	入学式■金津東小学校	金津東小学校	教総			部長
			13:00	入学式■金津中学校	金津中学校	教総	宮川・坂井委員		
			13:30	入学式■芦原中学校	芦原中学校	教総	小坂・齊藤委員	○	
	9	木	16:10	坂井地区教育振興研究会総会（オンライン）	坂井市役所404会議室	教総		○	
	12	日	9:15	第13回スポレク祭スポーツデーの部	トリムパークかなづ	スポ			
	14	火	9:30	第１回市町教育長会議	福井県庁	教総		○	
	15	水	15:00	坂井地区問題行動地域対策会議	正庁	教総		○	

◎＝全員

令和8年3月25日 ~ 4月28日

[illegible]

◎＝全員